

2023 年度短期大学認証評価の結果について

（１）大学基準協会の短期大学認証評価

本協会は、2007 年に短期大学機関別認証評価機関として文部科学大臣に認証され、爾来、短期大学認証評価を実施しています。

本協会の短期大学認証評価は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人大学基準協会定款第 3 条）という目的に基づいて行っています。より具体的には、

- ① 本協会が定める短期大学基準に基づき短期大学の諸側面を包括的に評価することを通じて、短期大学の教育・研究活動等の質を社会に対し保証すること
- ② 短期大学認証評価結果及びこれを踏まえた改善報告書の検討結果を通じて、短期大学の改善・向上を継続的に支援すること
- ③ 評価を通じて短期大学の社会的存在理由を明らかにすることに貢献し、短期大学が社会に対して説明責任を果たしていくことを支援すること

という目的のもと行っています。

特に、社会に対して保証する大学の質については、当該短期大学が自身の掲げる理念や目的の達成に向けた活動を行っていること、内部質保証システムが有効に機能し、教育の充実と学生の学習成果の向上に結びついていることを重視しています。内部質保証システムについては、第 2 期（2013 年度～2019 年度）においてシステムの構築を求めましたが、2020 年度から開始した第 3 期では、内部質保証システムが有効に機能しているか、そのことが短期大学自身によって証明され、社会に対する説明責任を果たしているかということに重きを置いています。

短期大学認証評価は、本協会が定める短期大学基準に沿って評価を行い、評価結果において短期大学基準に適合しているか否かを判定します。重大な問題が認められた場合は、短期大学基準に適合していない（以下「不適合」という。）と判定し、不適合の判定となった短期大学は、不適合の原因となった事項について追評価を申請することができます。

（２）短期大学認証評価の組織体制

2023 年度の短期大学認証評価においては、申請短期大学に対応して次のような組織体制を整え、具体的な評価活動を行いました。

まず、「短期大学評価委員会」（委員長・副委員長を含めた委員 10 名）の下に、3 の「短期大学評価分科会」に加え「短期大学財務評価分科会」及び「短期大学改善報告書検討分科会」を設置しました（体制図参照）。

「短期大学評価委員会」は、全国の短期大学から推薦された候補者及び理事会が選出した外部有識者によって構成されています。

「短期大学評価分科会」は、各短期大学の財務を除く諸活動全体を評価することを目的とし、これまで同様、1 短期大学につき 1 の分科会を設置しました。構成は、原則として

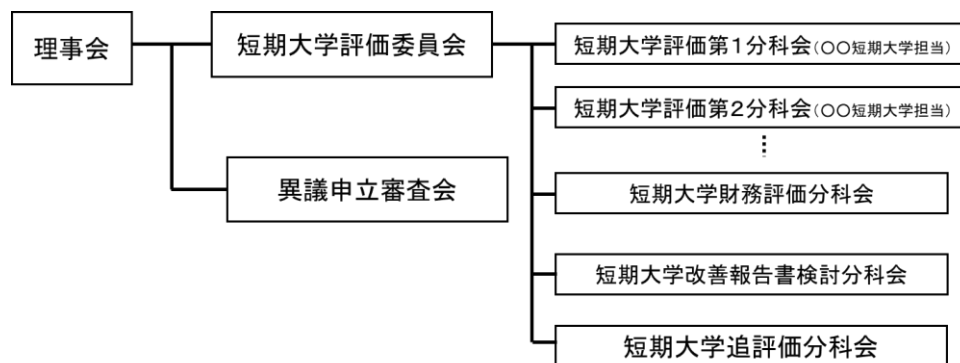
主査1名と委員3名の計4名の評価者からなっています。

「短期大学財務評価分科会」（主査・委員あわせて4名）においては、短期大学財務評価の指標や方法の検討及び申請3短期大学に対する財務評価を行いました。

また、「短期大学改善報告書検討分科会」（主査・委員あわせて2名）においては、短期大学認証評価を受けた短期大学より申請年度から4年後（評価結果を受け取ってから3年後）までに提出される「改善報告書」に基づき、改善状況の書面評価を行いました。今年度は、1短期大学から「改善報告書」が提出され、同分科会で検討しました。

したがって、2023年度の短期大学認証評価は、延べ28名の委員が関わり実施したことになります（委員会、分科会、財務評価分科会、改善報告書分科会の名簿については（10）参照）。

体制図



（3）2023年度短期大学認証評価への申請短期大学

- （公立） 岐阜市立女子短期大学
- （公法） 静岡県立大学短期大学部
- （私立） 鶴見大学短期大学部

（短期大学名五十音）

（4）短期大学認証評価の経過（2023年度の短期大学認証評価のスケジュールは（11）参照）

① 評価プロセスの運用方法について

2023年度短期大学認証評価は、評価者に対する各種研修としてオンライン会議システムを用いた評価者研修セミナーを開催するとともに、基準の解説等の動画を配信しました。また、委員会、分科会等の各種会議についても、オンライン会議システムを併用して実施しました。

② 書面による評価

各分科会に所属する主査・委員には、評価に先立ち、評価方法、評価者倫理等に関する研修を通じて評価に必要な情報共有を行いました。その後、各短期大学の自己点検・評価の結果をとりまとめた点検・評価報告書、基礎要件確認シート、短期大学基礎データ及びその他根拠資料をもとに、各委員が「短期大学認証評価結果（分科会原案）」を分担執筆しました。

各分科会では、「短期大学認証評価結果（分科会原案）」をもとに主査が作成した「短期大学認証評価結果（主査原案）」に基づき、書面による評価を行いました。また、その結果を踏まえて各委員が「短期大学認証評価結果（主査原案）」を修正し、主査が全体調整を図ったうえで、「短期大学認証評価結果（分科会案）」としてとりまとめました。くわえて、各分科会は、書面評価において事実確認が出来なかった点等を質問事項にとりまとめ、これを実地調査前に「短期大学認証評価結果（分科会案）」とともに当該短期大学へ送付し、回答を得ました。

③ 短期大学認証評価における実地調査の実施

各分科会における書面評価終了後に、短期大学認証評価に申請のあった3短期大学のすべてに対し、訪問して実地調査を実施しました。

実地調査の主な目的は、十分な資料・情報等を収集し、評価の正確性を期すことにあります。当日（1日半）は、書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、教職員との意見交換の時間を設け、短期大学と評価者間でのディスカッションを十分に行うことに努めました。また、学生インタビューを通じて実地調査の実効性を高めるとともに、必要に応じて書面のみでは把握の難しかった施設・設備の状況などを確認しました。

④ 短期大学評価委員会における「短期大学認証評価結果（案）」の作成

各分科会において、実地調査等の結果を反映させた「短期大学認証評価結果（分科会最終案）」をもとに、「短期大学評価委員会」の委員長・副委員長による会合（正副委員長会）において検討しました。その後、「短期大学評価委員会」で同分科会最終案を審議して「短期大学認証評価結果（委員会案）」を作成し、当該短期大学へ送付しました。

「短期大学認証評価結果（委員会案）」を受け取った短期大学は、事実誤認等があった場合、「短期大学認証評価結果（委員会案）」に対して意見を申し立てることができます。今年度は、申請3短期大学すべてから意見申立がありました。これを受けて、「短期大学評価委員会」では、当該短期大学からの意見内容や提出された資料に基づき、事実誤認の有無及び申し立てられた意見の採否を審議し、「短期大学認証評価結果（委員会案）」に対して必要な修正を行い「短期大学認証評価結果（案）」を作成しました。

⑤ 理事会による短期大学認証評価結果の承認

「短期大学評価委員会」が作成した「短期大学認証評価結果（案）」については、2024年3月26日開催の第547回理事会に諮りました。その結果、3短期大学すべての短期大学認証評価結果について承認を得て、本年度の短期大学認証評価が終了しました。

(5) 短期大学認証評価結果の概要

① 短期大学認証評価の結果、短期大学基準への適合認定を行った短期大学

2023年度の短期大学認証評価を申請した前述の3短期大学すべてについて、短期大学基準に適合していると認定しました。

② 短期大学認証評価結果の構成

各短期大学に提示する短期大学認証評価結果は、「Ⅰ 判定」「Ⅱ 総評」「Ⅲ 概評及び提言」で構成しています。

「Ⅰ 判定」では、短期大学基準に適合しているか否かの判断及び適合の場合はその認定期間を記載し、「Ⅱ 総評」では、各短期大学の理念・目的や内部質保証の状況、当該短期大学の優れた点や課題を含む特徴的な事項など今回の短期大学認証評価における総合的な評価の状況を記載しています。

「Ⅲ 概評及び提言」は、短期大学基準を構成する10の基準ごとに、概評及び提言で構成しています（基準10は（1）大学運営、（2）財務にわけて記載）。このうち概評は、短期大学基準に基づく点検・評価項目ごとに、該当する短期大学の取り組み・現状に対する評価の概要を記述しています。提言は、概評に記述した取り組みのうち、特記すべき事項が認められる場合に記述しており、長所、是正勧告及び改善課題の3種類があります。

長所は、短期大学が掲げる理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果が見られる（期待できる）もの、又はわが国の高等教育において先駆性もしくは独自性のある事項であり、有意な成果が見られる（期待できる）ものを示しています。

是正勧告及び改善課題は、いずれも必ず改善を求めるものを示していますが、是正勧告は基礎要件の重度の不備、又は短期大学としての相応しい水準を確保するために重大な問題があり、必ず改善を求めるもの、あるいは、前述の問題にはあたらないものの、理念・目的の実現のために抜本的な改善を必ず求めるものを示しています。一方、改善課題は基礎要件の軽度な不備、又は短期大学としての相応しい水準を確保するために問題があり、必ず改善を求めるもの、あるいは、前述の問題にはあたらないものの、理念・目的の実現のために改善を必ず求めるものを示しています。

なお、短期大学が「独自の章」を設けている場合は、「独自の章」の内容に応じて、「Ⅱ 総評」又は関連が深い基準の「Ⅲ 概評及び提言」において、それに対する評価結果を記述しています。

③ 短期大学基準への適合認定を行った短期大学に対する提言

短期大学基準への適合認定を行った短期大学のうち、長所を付したのは3短期大学、是正勧告を付したのは3短期大学、改善課題を付したのは2短期大学となりました。各提言を付す際には、申請資料に基づく書面評価や実地調査の結果に加え、前述の意見申立等による意見を参考に、実態に即した指摘となるよう留意しました。

是正勧告・改善課題が付された短期大学は、それらの事項についての改善状況を取りまとめ、本協会が指定する期日（原則として短期大学認証評価結果を通知してから3年経過後の7月末）までに改善報告書を提出することになっています。

（6）改善報告書について

前述のとおり、本協会では、短期大学認証評価結果において、必要に応じて長所、是正勧告、改善課題を付していますが、是正勧告が付された短期大学は、指摘された重大な問題について、抜本的な改善を行い是正することが求められます。また、改善課題が付された短期大学は、指摘された事項について十分に検討し、改善することが求められます。

是正勧告や改善課題が付された短期大学は、それぞれの指摘にかかわる改善状況について、改善報告書を取りまとめ、原則として2027年7月末までに、これを本協会宛に提出することになります。

この改善報告書の制度は、本協会の短期大学認証評価における特色のひとつであり、改善報告書の評価を通じて、短期大学の改善・改革を継続的に支援するための重要なシステムです。

（7）新型コロナウイルス感染症の下での教育の質保証に関する評価について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、授業を対面からオンラインに切り替えるなど、通常とは異なる各種対応・対策がとられていることを踏まえ、あらかじめ新型コロナウイルス感染症の影響下での教育の質保証の取り組みについて自己点検・評価することを求め、書面評価及び実地調査において取り組みの確認を行いました。

（8）改善報告書の検討について

本協会では、短期大学認証評価結果において付した改善課題、是正勧告について、前述の期日までに短期大学にて改善状況を取りまとめ、本協会まで報告することを求めています。その内容をもとに各提言の改善状況の書面評価を行い、第3期を受けた短期大学については、その結果を「改善報告書検討結果」として公表することとしています。今年度は、2020年度申請の1短期大学から改善報告書が提出され、「短期大学改善報告書検討分科会」において改善状況の検討を行い、「短期大学評価委員会」、理事会を経て「改善報告書検討結果」を承認しました。なお、その過程で「改善報告書検討結果（委員会案）」に対する短

期大学からの意見申立を受け付けました。

(9) 大学基準協会の評価の充実に向けて

本協会は、1947年に国・公・私立大学による自律的な大学団体として設立された後、大学が適切な水準を維持し、その向上を図るための指針として大学基準を定め、これに基づく評価活動を展開してきました。1996年には、大学の自己点検・評価に基づく評価システムを確立し、2004年度にわが国で認証評価制度が始まってからも、透明性・公正性の高い第三者評価機関としての役割を果たすべく、これまで培ってきた実績をもとに大学評価システムの改善・充実に取り組んできました。短期大学の認証評価機関としても2007年に認証を受け、同年度より評価を開始しています。

特に、2013年度からの第2期では、短期大学自らが教育等の活動を改善し、その質を保証する仕組みとして内部質保証システムの構築を求め、短期大学自身による質保証を重視した評価を実施しました。2020年度からの第3期では、これを更に進めて内部質保証システムの有効性に着目した評価へと進化すべく、短期大学基準を体系化するとともに、効率的な評価方法の構築、評価者研修の充実などに取り組みました。第3期の4年目となった本年度の経験を生かし、評価の精度を高めるべく次年度以降も改善に努めてまいります。

今後とも、大学基準協会は、社会の期待に応える短期大学認証評価へと発展させる努力を行ってまいりますので、何とぞご支援いただきますようお願いいたします。

(10) 2023 年度短期大学認証評価関係委員会等名簿

① 2023 年度短期大学評価委員会名簿

役名	氏 名	所 属 名
委員長	安 達 励 人	倉 敷 市 立 短 期 大 学
副委員長	龍 昌 治	愛 知 大 学 短 期 大 学 部
委員	神 田 裕 子	株 式 会 社 進 研 ア ド
委員	鈴 木 滋 彦	静 岡 県 立 農 林 環 境 専 門 職 大 学 短 期 大 学 部
委員	並 木 俊 恭	神 奈 川 県 立 大 和 南 高 等 学 校
委員	本 多 牧 人	岩 手 県 ふ る さ と 振 興 部 学 事 振 興 課
委員	松 田 淳	岩 手 県 立 大 学 宮 古 短 期 大 学 部
委員	三 浦 秀 松	武 庫 川 女 子 大 学 短 期 大 学 部
委員	藪 中 征 代	聖 徳 大 学 短 期 大 学 部
委員	吉 山 尚 裕	大 分 県 立 芸 術 文 化 短 期 大 学

② 2023 年度短期大学評価委員会短期大学評価分科会名簿

第 1 分科会

役名	氏 名	所 属 名
主 査	三 浦 秀 松	武 庫 川 女 子 大 学 短 期 大 学 部
委員	佐 藤 希 代 子	倉 敷 市 立 短 期 大 学
委員	土 肥 克 己	鹿 児 島 県 立 短 期 大 学
委員	神 崎 大 介	大 分 県 立 芸 術 文 化 短 期 大 学

第 2 分科会

役名	氏 名	所 属 名
主 査	松 田 淳	岩 手 県 立 大 学 宮 古 短 期 大 学 部
委員	野 口 聡 子	龍 谷 大 学 短 期 大 学 部
委員	青 木 淳 英	鳥 取 短 期 大 学
委員	有 田 雅 一	相 模 女 子 大 学 短 期 大 学 部

第3分科会

役名	氏 名	所 属 名
主 査	鈴 木 滋 彦	静 岡 県 立 農 林 環 境 専 門 職 大 学 短 期 大 学 部
委 員	眞 次 浩 司	倉 敷 市 立 短 期 大 学
委 員	藪 中 征 代	聖 徳 大 学 短 期 大 学 部
委 員	梅 岡 和 朗	龍 谷 大 学 短 期 大 学 部

③ 2023 年度短期大学財務評価分科会名簿

役名	氏 名	所 属 名
主 査	雨 宮 照 雄	元 三 重 県 立 短 期 大 学
委 員	大 橋 良 生	滋 賀 大 学
委 員	大 日 方 清 剛	学 校 法 人 上 智 学 院
委 員	永 岩 尊 暢	大 月 市 立 大 月 短 期 大 学

④ 2023 年度短期大学改善報告書検討分科会名簿

役名	氏 名	所 属 名
主 査	安 達 励 人	倉 敷 市 立 短 期 大 学
委 員	龍 昌 治	愛 知 大 学 短 期 大 学 部

(11) 2023 年度短期大学認証評価のスケジュール

2022 年	11 月 30 日	申請短期大学より短期大学認証評価申請書の提出
2023 年	1 月	短期大学評価委員会による 2023 年度短期大学認証評価の体制に関する検討等
	3 月 31 日	申請短期大学より短期大学認証評価関連資料の提出
	4 月 10 日	第 58 回短期大学評価委員会の開催
	4 月 28 日	評価者研修セミナーの開催（2023 年度の評価の概要及び主査・委員が行う作業に関する説明）
	4 月下旬～6 月中旬	委員による申請短期大学に対する「短期大学認証評価結果（分科会原案）」の作成
	5 月 23 日～30 日	第 1 回短期大学財務評価分科会の開催（メール審議）
	6 月中旬～8 月上旬	主査による「短期大学認証評価結果（主査原案）」の作成 短期大学認証評価各分科会の開催（「短期大学認証評価結果（分科会案）」の作成）
	7 月 11 日	第 2 回短期大学財務評価分科会の開催（「短期大学認証評価結果（分科会案）」（財務評価部分）の作成）
	8 月中旬～9 月下旬	「短期大学認証評価結果（分科会案）」の申請短期大学への送付
	9 月下旬～10 月下旬	各申請短期大学に対する実地調査の実施 「短期大学認証評価結果（分科会最終案）」の作成
	11 月 16 日～24 日	第 3 回短期大学財務評価分科会の開催（メール審議）
	12 月 4 日	短期大学評価委員会正副委員長会の開催（「短期大学認証評価結果（分科会最終案）」の確認）
2024 年	1 月 16 日	第 59 回短期大学評価委員会の開催（「短期大学認証評価結果（分科会最終案）」を審議し、「短期大学認証評価結果（委員会案）」を作成）
	1 月 22 日	「短期大学認証評価結果（委員会案）」を申請短期大学へ送付
	3 月 8 日	第 60 回短期大学評価委員会の開催（「短期大学認証評価結果（委員会案）」に対する短期大学からの意見について採否を審議し、「短期大学認証評価結果（案）」を作成）
	3 月 26 日	第 547 回理事会の開催（「短期大学認証評価結果（案）」の承認）

※委員会・分科会等の開催方法については（4）参照のこと。